（提案様式1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （ア）起点側坑口付近の地山の安定性確保に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | 記載例 | ○○の□□を△△する。  （どこで何をどれだけどうするのか、具体的かつ簡潔に記載） | ××の▽▽を☆☆する。  （提案による効果を、具体的かつ簡潔に記載） | 発注仕様では施工しない。  （下記を参考に、具体的かつ簡潔に記載） | | １ | ○具体的な提案について  　　・技術提案事項1項目につき、本様式（Ａ４サイズ）1枚とする。  　　・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  　　・具体的かつ簡潔に記載すること。  　　・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに提案番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。  　　　（独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても1つの提案と見なし評価することがある。）  　　・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び  「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  　　　　「発注仕様との相違点」の記載例  　　　　　　●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  　　・具体の技術提案の評価において、着目点以外の提案については、評価しない。  　　・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・具体の技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。  ***・提案においては、施工範囲や頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への***  ***記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。***  ***・具体の技術提案の該当がない場合もその旨を記載すること。***  ○提案内容について  　　・提案内容について、要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）と認められる提案については、評価しないものとする。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。  ・1提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体部分の技術は除く。）  ・使用材料のグレードアップ等、配合及び材料のみの提案  ・提案対象の範囲以外の提案  　○参考資料について  　　・技術提案事項1項目につき2枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ）を添付できるものとする。  　　・参考資料に記載する内容は、提案様式1に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価しない。  　○その他  　　・提案様式1及び参考資料について、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式1を含めた提出順に1枚目を提案様式1、2枚目及び3枚目を参考資料と判断し評価する。  　　・技術提案内容の履行に要する費用については、工事内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  　　・技術提案（施工不可と判断されたものは除く。）は、全て履行義務を負うものとする。 |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件  　※利用条件は、上記1に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※提案数は最大3提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から3の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。

（提案様式1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （イ）覆工コンクリートの品質向上に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | 記載例 | ○○の□□を△△する。  （どこで何をどれだけどうするのか、具体的かつ簡潔に記載） | ××の▽▽を☆☆する。  （提案による効果を、具体的かつ簡潔に記載） | 発注仕様では施工しない。  （下記を参考に、具体的かつ簡潔に記載） | | １ | ○具体的な提案について  　　・技術提案事項1項目につき、本様式（Ａ４サイズ）1枚とする。  　　・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  　　・具体的かつ簡潔に記載すること。  　　・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに提案番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。  　　　（独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても1つの提案と見なし評価することがある。）  　　・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び  「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  　　　　「発注仕様との相違点」の記載例  　　　　　　●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  　　・具体の技術提案の評価において、着目点以外の提案については、評価しない。  　　・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・具体の技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。  ***・提案においては、施工範囲や頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への***  ***記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。***  ***・具体の技術提案の該当がない場合もその旨を記載すること。***  ○提案内容について  　　・提案内容について、要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）と認められる提案については、評価しないものとする。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。  ・1提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体部分の技術は除く。）  ・使用材料のグレードアップ等、配合及び材料のみの提案  ・提案対象の範囲以外の提案  　○参考資料について  　　・技術提案事項1項目につき2枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ）を添付できるものとする。  　　・参考資料に記載する内容は、提案様式1に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価しない。  　○その他  　　・提案様式1及び参考資料について、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式1を含めた提出順に1枚目を提案様式1、2枚目及び3枚目を参考資料と判断し評価する。  　　・技術提案内容の履行に要する費用については、工事内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  　　・技術提案（施工不可と判断されたものは除く。）は、全て履行義務を負うものとする。 |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件  　※利用条件は、上記1に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※提案数は最大3提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から3の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。

（提案様式1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （ウ）掘削断面が変化する非常駐車帯部の地山の安定性確保に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | 記載例 | ○○の□□を△△する。  （どこで何をどれだけどうするのか、具体的かつ簡潔に記載） | ××の▽▽を☆☆する。  （提案による効果を、具体的かつ簡潔に記載） | 発注仕様では施工しない。  （下記を参考に、具体的かつ簡潔に記載） | | １ | ○具体的な提案について  　　・技術提案事項1項目につき、本様式（Ａ４サイズ）1枚とする。  　　・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  　　・具体的かつ簡潔に記載すること。  　　・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに提案番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。  　　　（独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても1つの提案と見なし評価することがある。）  　　・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び  「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  　　　　「発注仕様との相違点」の記載例  　　　　　　●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  　　・具体の技術提案の評価において、着目点以外の提案については、評価しない。  　　・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・具体の技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。  ***・提案においては、施工範囲や頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への***  ***記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。***  ***・具体の技術提案の該当がない場合もその旨を記載すること。***  ○提案内容について  　　・提案内容について、要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）と認められる提案については、評価しないものとする。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。  ・1提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体部分の技術は除く。）  ・使用材料のグレードアップ等、配合及び材料のみの提案  ・提案対象の範囲以外の提案  　○参考資料について  　　・技術提案事項1項目につき2枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ）を添付できるものとする。  　　・参考資料に記載する内容は、提案様式1に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価しない。  　○その他  　　・提案様式1及び参考資料について、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式1を含めた提出順に1枚目を提案様式1、2枚目及び3枚目を参考資料と判断し評価する。  　　・技術提案内容の履行に要する費用については、工事内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  　　・技術提案（施工不可と判断されたものは除く。）は、全て履行義務を負うものとする。 |  |  | | ２ |  |  |  | | ３ |  |  |  |   ２．利用条件  　※利用条件は、上記1に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※提案数は最大3提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から3の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。

（提案様式1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号：

受付番号には何も記載しないでください。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名：白浜久木線（仮称庄川久木1号トンネル）道路改良工事

|  |  |
| --- | --- |
| ■技術提案事項 | （エ）坑内作業時における施工の生産性向上に関する提案 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　提　案 |
| １．具体的な提案内容   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 番号 | 具体的な提案内容 | 期待される効果 | 発注仕様との相違点 | | 記載例 | ○○の□□を△△する。  （どこで何をどれだけどうするのか、具体的かつ簡潔に記載） | ××の▽▽を☆☆する。  （提案による効果を、具体的かつ簡潔に記載） | 発注仕様では施工しない。  （下記を参考に、具体的かつ簡潔に記載） | | １ | ○具体的な提案について  　　・技術提案事項1項目につき、本様式（Ａ４サイズ）1枚とする。  　　・フォントサイズは１０．５ポイント以上で縦横等倍とする。  　　・具体的かつ簡潔に記載すること。  　　・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに提案番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。  　　　（独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても1つの提案と見なし評価することがある。）  　　・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」及び  「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価しない。  　　　　「発注仕様との相違点」の記載例  　　　　　　●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合、「発注仕様では施工しない」と記載  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合、両方を記載（例：○○による施工→□□による施工）  　　　　　　●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合、両方を記載（例：○○本→□□本）  　　・具体の技術提案の評価において、着目点以外の提案については、評価しない。  　　・具体の技術提案の評価は、一定水準以上の効果が期待できる提案を絶対的に評価する方法により行うものとし、相対評価は行わないものとする。  ・具体の技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。  ***・提案においては、施工範囲や頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への***  ***記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。***  ***・具体の技術提案の該当がない場合もその旨を記載すること。***  ○提案内容について  　　・提案内容について、要求水準に対して過剰な提案（以下、「オーバースペック」という。）と認められる提案については、評価しないものとする。なお、オーバースペックと認められる提案は以下のとおりとする。  ・1提案の中に同じ効果の目的とは認められない複数の技術の提案（目的を達成するために主技術と切り離せない一体部分の技術は除く。）  ・使用材料のグレードアップ等、配合及び材料のみの提案  ・提案対象の範囲以外の提案  　○参考資料について  　　・技術提案事項1項目につき2枚を限度に参考資料（様式自由、Ａ４サイズ）を添付できるものとする。  　　・参考資料に記載する内容は、提案様式1に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価しない。  　○その他  　　・提案様式1及び参考資料について、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式1を含めた提出順に1枚目を提案様式1、2枚目及び3枚目を参考資料と判断し評価する。  　　・技術提案内容の履行に要する費用については、工事内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。  　　・技術提案（施工不可と判断されたものは除く。）は、全て履行義務を負うものとする。 |  |  | | ２ |  |  |  | |  |  |  |  |   ２．利用条件  　※利用条件は、上記1に示す具体的な提案内容に対する特記事項がある場合に記入すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 参考資料の有無 | 有り（　電送　・　持参　）　　　　　　無し |

提案会社名：

※提案数は最大2提案とし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から2の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。